

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの開催について

令和 2 年 8 月 20 日

新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型コロナウイルス感染症対策分科会長決定

- 1 新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（平成 24 年 8 月 3 日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）第 8 項の規定に基づき、新型コロナウイルスに感染した者やその濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見・差別等の実態把握や啓発の在り方等を検討するため、新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会の下、偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの座長、副座長及び委員は別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。

(別紙)

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ

座長 中山 ひとみ 霞ヶ関総合法律事務所弁護士

副座長 武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

委員 石田 昭浩 日本労働組合総連合会 副事務局長

押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授

(五十音順)